

第8章 開発事業等に伴う防災対策に関する技術的基準

1 防災対策の考え方

審査基準

- ・ 開発事業等に伴う防災対策については、「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの解説」に定めるもののほか、最新版の「都市計画法に基づく開発行為に関する技術的基準」（滋賀県土木交通部住宅課）＜第12章 工事施行中の防災措置に関する基準＞等に基づき行うこと。

《解説》

開発事業等とは、「盛土等防災マニュアル」の1ページにおいて、「盛土規制法の許可等を必要とする盛土等」及び「都市計画法の許可を必要とする開発行為」と定義されています。

2 流量増対策

審査基準

- ・ 開発事業等に伴う下流河川等の流量増にかかる検討および対策は、市町が定める「雨水排水計画基準」等や、「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成14年4月滋賀県土木交通部河港課 作成）または「1ha未満の小規模な開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成21年12月滋賀県土木交通部河港課 作成）に基づき行うこと。
- ・ 林地開発許可に関係する場合は、「滋賀県林地開発審査基準」（令和5年3月31日改正 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課 作成）に基づき行うこと。
- ・ その他市町が定める「土砂埋立て等の規制に関する条例（および施行規則）」や太陽光発電設備の設置等に関する「指導要綱」に基づき、必要に応じた沈砂池や調整池等を設置すること。

【留意事項】

下流河川等の流量増を伴わない工事（一時的な土石の堆積など）については、当該流量増対策の検討を省略できるものとしますが、土地の形質を変更する行為であって、地表状態（土地利用形態・流出係数）を変更するものについては、規模に応じて流量増対策が必要と判断される場合がありますので注意が必要です。

また、上記の「土地の形質を変更する行為」の面積は、申請面積（規制対象の盛土等の水平投影面積）ではなく、地表状態（土地利用形態・流出係数）が変更となる範囲全体を指します。（規制規模に満たない箇所がある場合も、範囲（面積）に含めて検討してください。）

なお、予定建築物の建築を伴わない工事など、工事完了（検査済証交付）後、地表状態を変更しようとする場合は、調整池等流出抑制施設の必要性について、関係課等と協議を行い、必要な対策を講じる必要があります。